

子発 0415 第 6 号
令和 3 年 4 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の一部改正について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
今般、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので、通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除き、特別区区長を含む。）に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

- 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 職員配置等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 配置人員等</p> <p>5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、</p> <p>① 小規模型</p> <p>ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上</p> <p>イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 1 名（非常勤形態でも可）の常時計 3 名以上</p> <p>ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 4 名以上</p> <p>② 中規模型：子ども家庭支援員を常時 3 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 1 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 6 名以上</p> <p>③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時 5 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 2 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 4 名（非常勤形態でも可）の常時計 11 名以上を配置するなどを標準とする。（別紙の 1 参照）</p> <p><u>小規模A型（人口 5 万人未満の市町村に限る。）の類型である市</u></p>	<p style="text-align: center;">「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 職員配置等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 配置人員等</p> <p>5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、</p> <p>① 小規模型</p> <p>ア 小規模A型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上</p> <p>イ 小規模B型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 1 名（非常勤形態でも可）の常時計 3 名以上</p> <p>ウ 小規模C型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 4 名以上</p> <p>② 中規模型：子ども家庭支援員を常時 3 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 1 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 6 名以上</p> <p>③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時 5 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 2 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 4 名（非常勤形態でも可）の常時計 11 名以上を配置するなどを標準とする。（別紙の 1 参照）</p>

町村においては、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

さらに、平成28年児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努める必要がある。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

(4) (略)

7～9 (略)

(別表) (略)

ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

また、平成28年児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努める必要がある。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

(4) (略)

7～9 (略)

(別表) (略)